

千葉県水産総合研究センターにおける研究者等の行動規範

平成21年 3月25日策 定

平成28年10月26日一部改正

千葉県水産総合研究センター（以下「センター」という）は、試験研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、センターにおいて研究等に携わる研究者、事務職員及び技術職員（以下「研究者等」という。）に対し、研究等を遂行する上で求められる行動規範をここに定める。

（研究者等の基本的責任）

- 1 研究者等は、自らの専門的知識や技術に対して責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を生かして、千葉県民の健康と福祉、社会の安全と安心、関係する産業の振興に貢献する責任を有する。

（研究者等の姿勢）

- 2 研究者等は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をする。

（社会の中の研究者等）

- 3 研究者等は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 研究者等は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用に当たっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

- 5 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

- 6 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表に当たっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

(研究活動)

- 7 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに、その内容に責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

- 8 研究者等は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持についても自らの重要な責務であることを自覚し、センターの研究環境の向上及び不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(法令等の遵守)

- 9 研究者等は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則等を遵守する。

(研究対象などへの配慮)

- 10 研究者等は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 11 研究者は、他者の成果を適切に評価すると同時に、自らの研究に対する評価には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の業績、名誉、知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

- 12 研究者等は、研究等業務において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

- 13 研究者等は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。